

12／15（月）の発表

【道庁プレスリリース】

報道発表資料の配付日時 12月15日（月）15時00分

発表項目 (行事名)	北海道道州制特別区域計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道道州制特別区域計画（素案）について、道民の皆様からのご意見を募集するパブリックコメントを実施します。</p> <p>1 募集期間 令和7年(2025年)12月15日(月)～令和8年(2026年)1月15日(木)</p> <p>2 計画素案及び参考資料の入手方法 北海道のホームページ（総合政策部地域創生局地域戦略課）に掲載 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/bunken/dousyuu/plan.html ※子ども向けは保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに掲載 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html 上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。 ア 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課（本庁舎5階） イ 北海道総務部行政局法制文書課行政情報センター（道庁別館3階） ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー<ol style="list-style-type: none">エ 各総合振興局及び各振興局地域創生部地域政策課 ※上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員にお申し付けください。 <p>3 意見の提出方法 郵便やファクシミリ、電子メールなどにより、北海道総合政策部地域創生局地域戦略課あて送付してください。 ※詳細は、別添「道民意見提出手続の意見募集要領」をご覧ください。</p> </p>		
参考	添付資料：道民意見提出手続の意見募集要領		

報道（取材） に当たって のお願い	
他のクラブ との関係	同時配付 同時レク
担当 (連絡先)	総合政策部地域創生局地域戦略課（担当者：課長補佐 井溪 雅晴） TEL ダイヤルイン 011-204-5156 内線 23-475

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和7年(2025年)12月15日

1 計画等の案の名称

北海道道州制特別区域計画（素案）

2 参考資料の名称

- (1) 北海道道州制特別区域計画（素案）の概要及び主な変更点
- (2) 北海道道州制特別区域計画（素案）の概要（やさしい版）※子ども向け

3 計画等の案及び参考資料の入手方法

- (1) 北海道のホームページ（総合政策部地域創生局地域戦略課ホームページ）に掲載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/csr/bunken/dousyuu/plan.html>)
※子ども向けは、保健福祉部子ども政策局子ども政策企画課ホームページに記載
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kms/kodomopc.html>)
- (2) 上記掲載情報は、以下の場所で閲覧可能です。
 - ア 北海道総合政策部地域創生局地域戦略課（道庁5F）
 - イ 北海道総務部行政局文書課行政情報センター（道庁別館3F）
 - ウ 各総合振興局及び各振興局（石狩振興局を除く）の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局及び各振興局地域創生部地域政策課

※ 上記の場所において、紙媒体による閲覧又は配付をご希望の場合は、担当職員へお申し付け下さい。

4 意見等の募集期間

令和7年(2025年)12月15日(月)～令和8年(2026年)1月15日(木)

※郵送については、当日消印分まで有効

5 意見等の提出方法及び提出先

- (1) 郵便
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合政策部地域創生局地域戦略課
- (2) ファクシミリ
011-232-1053
- (3) 電子メール
sogo.gyourenbunkendousyu@pref.hokkaido.lg.jp
- (4) 電子申請サービス（子ども向け）
<https://www.harp.lg.jp/DqwyLlpr>

6 意見募集結果の公表時期

提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和8年(2026年)2月下旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。

なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。

7 その他

- (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
- (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名（団体の名称）を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所（市町村名のみ）を公表することができます。
- (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
- (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
- (5) 意見受付後、約3日（土曜・日曜日、休日を除く）以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話・ファクシミリ・郵便等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。
- (6) プライバシーを侵害する意見、誹謗中傷などの差別を助長する意見、個人情報が記載された意見は公表しない場合があります。

問い合わせ先

総合政策部地域創生局

地域戦略課（特区・分権係）

電話：011-204-5156